



契 約 書

令 和 6 年 度

款 総務費	項 徴税費	目 賦課徴収費	節 使用料及び賃借料
件 名	電子預貯金照会サービス利用契約（その2）		
契 約 単 価	別紙のとおり （契約単価は、消費税及び地方消費税額を含まないものとし、代金支払いのときに加算するものとする。）		
履 行 場 所	川崎市指定場所		
契 約 期 間	契 約 締 結 日 から 令和7年3月31日 まで		
契 約 保 証 金	川崎市契約規則第33条第5号により免除		
そ の 他 の 事 項			

上記契約内容について、発注者及び受注者は、次の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

受注者

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の仕様書及び受注者の提供するサービスの利用規約をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書等を内容とする業務をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。なお、設計図書において、この約款と異なる事項を定めたときは、この約款の定めが優先して適用されるものとする。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を別紙記載の契約単価(以下「契約単価」という。)をもって、契約書記載の期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その代金を支払うものとする。ただし、設計図書等に別途期間の指定がある場合はその期間(以下「指定期間」という。)内に業務を完了し、発注者は、その代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

6 この約款、設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(著作権等)

第2条 受注者が提供するサービス(以下「本サービス」という。)において受注者が提供する一切の著作物の著作権は、受注者又は受注者が定める者に帰属するものとする。発注者は、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 発注者は、あらかじめ受注者の書面による承諾がない限り、本サービスに関する契約上の地位を第三者に承継させ、又は契約上の権利義務の全部若しくは一部につき第三者への譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

(再委託の禁止等)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲及びその必要性等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(監督及び指示並びに報告の徴収)

第5条 受注者は、この契約に基づく業務の実施について発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときには、受注者に対し業務の実施状況について報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。そ

の者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人(ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。)をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、受注者の合意に基づいて業務内容を変更し、又は業務の施行を終了することができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は契約単価を受注者の合意する条件に変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、発注者の指示により負担する部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 サービス提供期間終了前までに生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

2 損害賠償責任の範囲及び損害額については協議を行い、決定するものとする。

(運用実績提示)

第14条 受注者は、暦月ごとに運用実績を集計し、毎月の月初から7日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、前月の実績について発注者に提示するものとする。

2 発注者は、前項の規定による運用実績の提示を受けたときは、提示を受けた日から起算して10日以内に本サービスの運用実績がこの契約の内容に適合するものであるかの審査を完了しなければならない。

3 受注者は、本サービスの運用実績が前項の審査に合格しないときは、契約の内容に適合するように、以後の運用を是正しなければならない。

(代金の支払)

第15条 発注者は前条の運用実績の審査後において、受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(善管注意義務)

第16条 本契約における受注者の責任は、善良なる管理者の注意をもって業務を行うことに限られるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第17条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間又は指定期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間又は指定期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約単価及び履行期間における予定業務数量を基に算定した金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。ただし、指定期間経過に係る遅延の場合は、契約単価及び指定期間内の予定業務数量を基に算定した金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。

3 損害金は、代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間若しくは指定期間内又は履行期間若しくは指定期間経過後相当の期間内に本サービスを提供する見込みがないことが合理的と認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず本サービスの提供が行われなるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反に関する催告を書面で受領をした後、1か月以内にこれを是正しないとき。

(4) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(5) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちに受注者と協議し、合意の上でこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を履行することができないことが合理的であると認められるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第18条の5又は第18条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したことが合理的に認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第 18 条の 3 第 18 条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条の 4 第 18 条又は第 18 条の 2 に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 18 条の 5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 18 条の 6 受注者は、第 9 条の規定により業務内容を変更したため契約単価及び履行期間における予定業務数量を基に算定した金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 3 分の 2 以上減少したときは、直ちに契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条の 7 第 18 条の 5 又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 19 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、利用期間満了日以前に本契約の全部又は一部の解除等があった場合は、解除対象となる部分について、受注者が定める期限までに残余の期間に対応する利用料金等を一括して受注者に支払うものとする。

3 前項の既済部分の代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 18 条又は第 18 条の 2 の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

5 第 18 条の 3、第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第 19 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約単価及び履行期間における予定業務数量を基に算定した金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第 18 条又は第 18 条の 2 の規定により契約が解除された場合

（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務

者等

3 第1項の損害賠償金は、代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第20条 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条又は第18条の2によるときは発注者が定め、第18条の3、第18条の5又は第18項の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第21条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約単価及び履行期間における予定業務数量を基に算定した金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約単価及び履行期間における予定業務数量を基に算定した金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について発注者と受注者が協議して定めるものとする。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第22条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第23条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第24条 この約款に定めのない条項又はこの契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたときについては、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 単価一覧表

No.	物品コード	品名・業務名等	単位	単価
		規格・形状・寸法等		
001		導入費用	一式	
002		基本利用料	月	
003		口座照会料	件	
004		取引明細取得料	件	

導入費用の支払については導入の業務完了後、1回分のみ。

電子預貯金照会サービス利用契約（その２）に関する仕様書

1 目的

滞納処分を目的として、従来、金融機関に対し預貯金等の照会を郵送で行っているが、照会件数は年々増加傾向にあり、業務負担も大きくなってきている。

この預貯金調査業務にかかる郵便料金などの諸経費の削減や調査期間の短縮を目的として、電子預貯金照会サービスを利用するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3 業務内容

(1) 提供形態

発注者は、サーバ等の設備を保有せず、受注者が LGWAN 上で提供する LGWAN-ASP サービスを利用するものとする。

(2) サービス提供時間

本サービスの提供時間は、平日 9:00 から 18:00 まで可能であること。ただし、保守作業等による計画停止は除くものとし、計画停止を行う場合、受注者は事前に発注者へ通知すること。

(3) サービス提供場所

財政局収納対策部収納対策課において LGWAN を通じて本サービスが利用できること。

(4) サービス利用機器

発注者が保有する LGWAN 端末を使って本サービスを利用できるものとする。

(5) 利用環境

LGWAN 端末の仕様は「4.(6)動作環境」を参照

4 機能要件

(1) ユーザーID とパスワードによりログイン・ログアウトを行う機能を有すること。また、パスワードを変更する事を可能とする機能を有すること。

(2) 調査対象者が金融機関に開設した口座の有無及び当該口座の残高照会の依頼を行う機能を有すること。また、取引詳細の照会依頼を行う機能を有すること。

(3) 回答データが CSV 形式でダウンロードできる機能を有すること。また、ダウンロードした CSV ファイルを参照できるよう変換ツールを用意すること。

(4) 株式会社琉球銀行、株式会社七十七銀行及び株式会社北陸銀行への照会が可能であること。また、対象の金融機関を順次拡大していくこと。

(5) 調査金融機関別に任意の期間で照会件数の集計が行える機能を有すること。

(6) 動作環境

ア OS : Windows10 及び Windows11

イ Web ブラウザ : Microsoft Edge

5 保守運用

- (1) 適切に安定したサービス提供できるよう、契約期間等の保守を行うこと。
- (2) 障害発生時等において、発注者からの連絡を受け付ける窓口を設けること。
- (3) 配信エラー等の各種不具合が発生した場合、原因を調査し、対応策を報告すること。
- (4) システム停止等の障害発生時は直ちに復旧できる体制が整備されていること。

6 セキュリティ要件

- (1) 別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」(別紙1)を遵守し、当業務で使用するデータの個人情報が、外部に漏れることのないよう十分な注意を払うこと。
- (2) 業務遂行過程における個人情報の安全管理体制について、報告すること。
- (3) 機密保持等に関する誓約書の提出を求めた場合は、書面にて提出すること。
- (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の規格を取得し、情報セキュリティに対して適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (5) 川崎市と本サービス、本サービスと金融機関間は暗号化通信による情報漏えい対策が講じられていること。
- (6) 本サービス上で扱う情報は暗号化して管理すること。また、データは本サービス上に保存せず、調査完了後速やかに本サービス上から自動的に削除すること。
- (7) ウイルス定義ファイルが更新され、適切なウイルス対策が講じられていること。
- (8) ファイアウォールを導入し、不正なパケットを通さないセキュリティ設計が行われていること。

7 その他

仕様書に定めのない事項又は契約書の解釈に疑義が生じたときは、川崎市契約規則及び委託契約約款に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者で協議し定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したのものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第 1 項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第 1 項の損害賠償の額は、前条第 1 項により契約を解除する場合には、同条第 3 項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第 22 条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第 23 条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

年 月 日

川崎市長 様

住所
事業者名
代表者名

秘密保持等に関する誓約書
(個人情報の適切な取扱いに関する誓約書)

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準など、その他の関連規定に従い、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

- 1 個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
- 2 個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
- 3 川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規定に従って、安全・適切に廃棄すること。

氏名	所属

(記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。)

以上

年 月 日

川崎市長 様

住所
事業者名
代表者名

再委託の意向に関する届 兼 再委託承諾申請書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

電子預貯金照会サービス利用契約(その2)に係る再委託の意向について、次のとおり届けます。

(業務の再委託)

なし ある(受託業務を再委託する場合は以下の申請が必要)

電子預貯金照会サービス利用契約(その2)に係る業務の一部を他の事業者へ委託することについて、以下のとおり申請します。なお、再委託に当たり、再委託先の個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な管理、監督を行い、自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させます。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託者における安全性 及び信頼性を確保する対 策並びに委託者に対する 管理及び監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること。)
個人情報の適切な取扱い に関する関連資格の所持 等	

以上

川 第 号
年 月 日

(契約の相手方) 様

川 崎 市 長

再委託承諾書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

年 月 日付で申請いただいた電子預貯金照会サービス利用契約(その2)に係る再委託について、以下の条件を付して承諾します。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託の条件	・委託者は、再委託先に対して必要かつ適切な管理監督を実施するとともに、再委託先に自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させること。 ・再委託先における個人情報の取扱いの状況について、管理及び監督を行い、適宜本市に報告すること。
再委託して処理する内容として承諾するもの	
再委託先が取り扱う情報として承諾するもの	

担当 川崎市 局 部 課
電話 044 -

以上